

平成 27 年度第 1 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 4 月 16 日（木）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員
 - ①民営化を実施する市立保育所の保護者
齊藤委員、吉村委員
 - ②児童福祉及び社会福祉に関し識見を有する者
小田委員、新野委員、赤土委員、松岡委員
 - ③社会福祉法人の会計事務に関し識見を有する者
岡委員
 - ④茨木市民生児童委員協議会から推薦された者
吉村委員
 - ⑤こども育成部担当副市長
楚和委員
 - (2) 市理事者
木本市長、楚和副市長
 - (3) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、瀧川保育幼稚園課民営化担当
参事、岸本課長代理、大石主幹、北川保育幼稚園課保育指導主事、佐竹副
主幹、千葉副主幹、西田保育幼稚園課職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 移管先法人募集要領（案）について
 - (2) 移管先法人募集基準（案）について
 - (3) その他

6 発言要旨

事務局： 平成 27 年度第 1 回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を開催する。

市長： 【挨拶】

事務局： 【委員・出席者紹介】

事務局： 配布資料確認。当選考委員会は、茨木市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づく附属機関であること、また、組織、運営その他必要な事項を規則で定めている旨を説明。

担当する事務については、市立保育所の社会福祉法人への移管に係る選考、選考基準、その他選考に関する事項についての審議に関する事務であることを説明。

選考委員会の委員長について、委員の互選によって定める旨を規則で規定しており、委員長の選出を依頼するとともに、本日の選考委員会における案件を説明。

委員の互選により、小田委員の委員長就任を決定。

委員長： 【あいさつ】

市長： 【市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考について、諮問】
【市長 退席】

委員長： 職務代理として新野委員を指名し、委員了承のもと決定

「茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会」設置の趣旨等について、事務局の説明を求めます。

事務局： 民営化事業評価やこれまでの民営化手法に改善策を講じたことなどから、民営化事業の継続を決定するとともに、茨木市立保育所民営化基本方針改定後における保護者説明会の開催などについて説明。

また、保護者説明会における意見を踏まえ、民営化基本方針実施要領を改正するとともに、茨木市立保育所条例の一部改正（民営化に伴う市立保育所の廃止）について、茨木市議会に議案を上程し、議決が得られた旨説明。

選考委員会において、適正かつ厳格な選考・審議のもと、より優良な移管先法人を選考していただきたい旨を説明。

委員長： 次に、「会議の公開・非公開」について、事務局の説明を求めます。

事務局： 「茨木市情報公開条例」及び「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開である旨を説明。

会議の公開・非公開の決定については、審議会等の長が当該会議に諮

って行うこととしているほか、公開しないと決定したときには、その理由を明らかにしなければならないこと、公開の方法等については、傍聴に関すること、また傍聴を認める定員をあらかじめ定めること、さらには審議に関して提出された資料についても傍聴者が閲覧できるようにするとともに、審議会の長は傍聴者の希望に応じて資料を配布することができることなどを説明。

本日（第1回）の選考委員会の案件のうち「移管先法人募集要領（案）」については、個人に関する情報や法人に関する情報などの審議ではないことから、条例及び指針に基づき、原則、公開の規定が適用される旨を説明。

ただし、移管先法人選考基準及び第2回以降の審議については、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第3第1項第1号イ（法人等に関する情報）及びカ（事務又は事業に関する情報）の規定に基づき、会議を公開しないことができる旨を説明。

また、選考基準を公開することによって、それでは選考基準に基づいた応募書類の作成が可能となり、事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあることから、非公開とすることが事務の適正な遂行のために必要であることを説明。

さらに、第2回以降の審議については、法人等に関する情報が含まれることから、条例の「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することを説明。

したがって、本日の会議の一部を公開し、選考基準を審議いただくところから、また、第2回以降の会議について非公開とすることについて審議していただき、公開・非公開の決定をしていただきたい旨を説明。

また、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第5第7項に基づき、傍聴の定員を10人と定めることをはじめ、傍聴にあたって守るべき事項等を定めた「傍聴要領（案）」の承認を求める旨を説明。

会議録は要約したものを、委員名はA委員、B委員などと表記して公開したい旨を説明。

委員長： 会議の公開・非公開につきまして、移管先法人募集要領（案）についての審議は公開することとし、移管先法人選考基準（案）に係る審議及び第2回目以降の選考委員会における審議につきましては、公の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある点、また法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある点、非公開とすることが適当と考えられ

ますが、ご異議ございませんか。

各委員： 異議なし

委員長： 次に傍聴の定員を10人にするをはじめ、傍聴者に守っていただくべき事項などを定めている「茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会傍聴要領（案）」について、この内容を当委員会の傍聴に関するルールとさせていただきますよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、本日は移管先法人の募集要領に関する資料につきまして公開されるわけですが、傍聴者の方にその閲覧を許可すべきかどうかということでございますが。

先ほど申しあげましたように募集要領については公開というのが原則でございますので、傍聴者へのこの資料の閲覧を許可したいと考えております。

ただし、この委員会が議論をしてこれから決定することになります「選考基準（案）」につきましては、今後の選考の内容に影響、支障を及ぼすことも考えられますので、選考基準の決定後も含めて「選考基準（案）」または決定後の選考基準については非公開といたしたいと考えますが、いかがでございましょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： はい。全会一致ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのように取り計らわせていただきます。

それから、会議録についてご説明もございました。会議録は逐語的に記録をとっておりますけれども、逐語的に文章化するのではなく、内容、要点筆記の形の文章が公開されます。そしてその公開に当たって発言者の特定については、実名を載せるのではなく、A委員、B委員というような形で表記して公開されるというご説明でございましたが、こういう公開内容でご異議ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、本日の会議の一部を公開することに決定させていただきましたので、傍聴の方がおられましたらご入室いただきます。

事務局： 本日、傍聴の方はおられないようです。

委員長： それでは、まず「(1) 移管先法人募集要領（案）」について事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、移管先法人募集要領（案）について、説明をさせていただきます。

資料4になります。「平成27年度茨木市立保育所民営化移管先法人傍聴要領(案)」ということでお示ししておりますので、こちらのほうをご覧ください。

募集要領の1ページ目でございます、「Ⅰ移管する保育所と所在地等」といたしまして、保育所名、所在地、定員、敷地面積などの施設の概要を示しています。

次に、「Ⅱ保育所の移管実施日」につきましては、平成28年3月31日をもって茨木市立玉島保育所が廃止になりますことから、平成28年4月1日を移管実施日と定めております。

次に、「Ⅲ応募資格、条件」の「1 移管先法人」でございます。

資料の2になるのですが、「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」をご覧ください。こちらの4ページの下のほうから5ページにかけてでございます。「6 民営化の方法」における、「(1) 移管先の募集及び選定の枠組」の①に基づき、同様の内容を定めたものでございます。

以前の民営化では、移管先法人の募集の範囲を市内に法人本部を置く社会福祉法人に限定しておりましたが、事業評価の結果を踏まえて、平成25年度からの民営化では北摂7市3町に法人本部を置き、かつ児童福祉施設を運営している社会福祉法人が応募できるよう募集の範囲を拡大しております。

なお、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、社会福祉法第2条に規定している社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募を可能にしております。児童福祉施設だけではなく、老人ホーム等の社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募も可能ということにしております。

募集の範囲を拡大した理由につきましては、これまでの民営化において応募法人が1法人しかなく、募集範囲の拡大を望む声があったことが大きな理由の1つとしてあります。

また、保護者の皆様からもご意見をいただいております。本日お配りしております資料9「民営化に関するQ&A」の8ページ、項番としましては30番をご覧ください。こちらは保護者の方の意見を載せさせていただいているのですが、保護者の方からは、市内、市外に限らず児童福祉施設を運営する社会福祉法人としていただきたいというようなご意見もいただいております。

しかし、市外の社会福祉法人は、児童福祉施設を運営する法人に限定していますが、市内法人につきましては、社会福祉法第2条に規定しています社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募を可能とし、これ

までどおりの条件としております。

これは、これまでの実績を踏まえるとともに市として市内事業者の育成支援に取り組んでいるほか、実際に保育所で保育を実施するのは資格を有した保育士であることや、その保育士の経験年数等についても一定条件を設けていること、さらに本市では社会福祉法人や保育所設置の認可権限の委譲を受けておりまして、法人及び施設の指導監査を初め、連携、調整等が行いやすいことなどの理由から市内法人の応募資格については変更しておりません。

資料4に戻っていただきまして、3の応募資格、条件の1、移管先法人の(2)、(3)、(4)については、それぞれ法人の姿勢、法令等の遵守、本市の保育行政を理解し、積極的に協力する法人であることなどを応募資格として定めています。

また、昨年度から「なお書き」の部分を追加いたしまして、募集要領の7ページ、7の2の(1)に示す申込期間、平成27年4月20日、月曜日からを予定しておりますが、その4月20日、月曜日から24日、金曜日にかけて、それまでの間については茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人から応募の意向を優先的に受ける期間として、その期間内に市内法人でかつ、保育所等の児童福祉施設を運営する2つ以上の法人から応募の意向があった場合には、市外の社会福祉法人の募集を行わないこととしております。

その理由といたしましては、先ほども少し申し上げましたが、これまでの市内事業者の育成、支援への取り組み、また市民の貴重な財産である土地・建物等は無償で貸与又は譲渡することを考慮いたしまして、これまでから本市の地域福祉や保育行政の推進を初め、本市の発展に寄与していただいている市内法人に対して優先的な取り扱いをさせていただきたいという考えからでございます。

その一方で、先ほど申し上げましたが、これまでの民営化におきましては、移管先法人の募集に当たって応募法人が1法人しかなく、競争原理が働いていないのではないかという課題がございました。また、先ほどの保護者の方からのご意見も踏まえ、市内法人の優先的な取り扱いをする際の留意事項としましては、競争原理が働くこと、次に保護者の方の不安、また子どもたちへの影響を考慮すること、この2点を十分留意する必要があると考えておりますので、市内法人を優先的に受け付ける期間内には、市内法人でかつ、先ほどの保護者の方の意見も考慮して、児童福祉施設を運営する2人以上の社会福祉法人から応募の意向があった場合のみ市外の法人を募集しないということにさせていただき

たいと考えております。

なお、これまでの民営化事業評価におきましても、市内法人や保育所を運営する法人に対して何らかのインセンティブを与えてもよいのではないかというご意見もいただいておりますので、市内法人に対する優先的な取り扱いを取り入れたものでございます。

昨年度は、中津保育所で市外法人の募集を行わず、市内の4法人による選考を実施していただいたところであります。

次に、資料4の2ページ「2 移管条件」でございます。ここでは、現在公立保育所として実施している保育内容等の継続性に配慮しつつ、関係法令を遵守していただくこと、また民営化基本方針の目的、考え方にもございますように、保育サービスの充実及び質の向上を図るとともに保護者の理解を得ること。さらには財産及び保育内容の継承に係る移管条件を定めるほか、市と移管先法人が協定書を締結し、これらの条件を必ず守ることとしております。

「なお書き」の部分につきましては、保育内容の継承に係る移管条件とあわせご説明をさせていただきます。

次に、「(1) 定員等」についてでございます。

移管後における保育所の定員、弾力化を含む定員ですけれども、これについては、現状を、市の現状を継承するとともに、その変更については、市と法人が協議することとしております。

次に、「(2) 財産の継承に係る移管条件」といたしまして、土地については5年間無償貸与するとともに、建物等については、議会の議決を得て無償譲渡することといたします。ただし、土地については市民の共有財産であることから、5年経過後にはそのあり方について、市と法人が協議することとしております。

これらについて、資料2の実施要領の6ページでございますけれども、「6 民営化の方法」における「(2) 財産の継承に係る移管条件」の①、②に定めている内容でございます。

その他については、手続等に関するものでございます。

なお、本年4月から子ども子育て支援新制度への取り組みが進められておりますことから、「④ ただし書」で、法令等に基づいて認定こども園に移行する場合は市と協議すること。また⑦で、移管時における施設改修等の支援などを定めております。

次に、「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」、募集要領の「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」でございます。

ここには16項目にわたりまして保育内容の継承に係る移管条件を定

めております。これらの条件につきましては、資料5「保育内容の継承及び保育の充実に係る移管条件について」といたしまして、それぞれの移管条件における解釈等を示しておりますので、そちらの資料もあわせてご覧いただいたらわかりやすいかと思えます。

資料5の「保育内容の継承に係る移管条件」の①及び②につきましては、保育所保育指針に規定されている保育内容を適切に実施すること、また児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他関係法令等を遵守することを定めております。

③以降につきましては、資料2「実施要領」の「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」と同じ内容を定めていますので、また後ほどご覧いただけたらというふうに思えます。

次に、募集要領に戻っていただきまして、「③ 保育士の配置」につきましては国の配置基準、現在では府の条例に根拠を置くものでございますが、本市では独自の基準を設けておりますので、その配置基準を守っていただくための条件でございます。

なお、市の配置基準としては、1歳児5人に対して保育士1人を配置する内容となっており、平成25年度から私立保育園への補助金を見直し、既に全ての保育所、保育園で実施していただいております。

次に、「④ 保育士の構成」につきましては、資料5の2ページ、④をご覧ください。

個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置といたしまして、経験年数3年以上の保育士を2分の1以上かつ経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置するものとしております。これは資料2の「実施要領」の7ページ、にもその解釈、理由を記載しておりますので、こちらにもまた後ほどご覧いただければと思えます。

次に「⑤ 保育時間」についてというところなのですが、こちらでも資料5の2ページ、の⑤をご覧ください。

保育時間につきましては、原則午前7時から午後7時までの保育時間、延長保育を含みましてそういう保育時間とし、保育時間の拡大を妨げないものとしております。なお、保育時間の拡大につきましては、募集要領の4ページ、「(4) 保育に充実に係る移管条件」の①にその拡大について検討するよう、移管先法人の努力規定として位置づけております。

次に、募集要領の3ページに戻っていただきまして、「⑥ 費用負担」についてでございます。

費用負担につきましては、保護者の負担軽減に留意するとともに、保護者が希望するサービスを提供する場を除きますが、移管前に徴収し

ていた費用以外の負担を求める場合は、当該保育所の保護者の方、それから移管先法人、市の3者で組織する「三者協議会」の場で協議し、同意を得ることとしております。

なお、移管前に徴収していた費用につきましては、資料5の2ページの⑥を見ていただいて、その矢印の部分になるのですが、保育料、延長保育料、教材費、給食、主食費及び傷害保険料のことです。

次に募集要領のほうに戻っていただいて「⑦ 休園日」につきましては、こちらも資料5と合わせて見ていただけたらわかりやすいかと思うのですが、資料5の3ページの⑦をご覧ください。

開所日は原則として「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始、12月29日から翌年の1月3日までを除き、月曜日から土曜日までとしております。ただし、休日保育等の実施に伴い上記以上の開所日を設けることを妨げないものとしております。

これは、募集要項の4ページに戻っていただいて、「(4) 保育の充実に係る移管条件」の「⑤ 保育サービスの充実」の1つとして移管先法人の努力規定としても位置づけております。

続きまして、募集要領の3ページ、「⑧ 給食」についてですが、給食につきましてはアレルギー及び宗教食の対応を行うこととしております。これは、保育所保育指針及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例にも規定がございますので、適切な対応が求められているものがございます。

次に、「⑨ 健康診断」につきましては、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により、適切に行うこととしております。これは、先ほどの大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条に基づくとともに、学校保険安全法の規定に準じて行うこととされており、当該保育所の子どもの状況を踏まえて適切に実施するものとしております。

一方、蟻虫検査、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査につきましては必ず実施しなければならないものではございませんが、私立保育園に対する補助対象項目としていることなどから、協定期間中は必ず実施するものとしております。

次に、「⑩ 障害児保育」につきましては、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づきまして適切に実施することとしております。

次に、「⑪ 苦情処理」につきましては、資料5の4ページの⑪をご覧ください。

保護者の方から等からの苦情処理については、先ほどの大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 21 条に基づいて、必要な措置を講じるとともに社会福祉法の規定及び指針に基づき適切に運用することとしております。

募集要領に戻っていただきまして、4 ページの⑫です。「損害賠償保険等」についてということで、損害保険への加入、又は保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えることとしております。

次に、⑬の施設長についてですが、保育所で3年以上施設長または幹部職員としての経験を有するものを配置することとしております。これは先ほどの資料5の4ページの⑬にも示しておりますように、保育所保育指針において、保育の実施等、運営上の根拠となる法令はもちろん基本的な関連法令、福祉分野に限らず雇用、労働、防災、環境への配慮に関するもの等、そういったものや保育にかかわる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されており、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先は施設長の配置に最大限の努力を傾注していただくということとしております。

次に、募集要領の4ページ、「⑭ 看護師」につきまして、選任の看護師を常勤で配置するものとしております。

こちらのほうは、先ほどの資料5の4ページから5ページにかけて⑭としまして、看護師の常勤についての説明等を示しておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。

次に、募集要領のほうに戻っていただきまして「⑮ 栄養士」についてですが、こちらのほうは移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人配置することとしております。これは法令等において義務づけられてはいませんが、その役割、必要性が高いと考えており、保育・幼稚園課にも1名配置していることから、移管先法人が運営している施設を含めて法人内に1人配置するものとしております。

「保育内容の継承に係る移管条件」の最後といたしまして、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限にとどめる観点から、臨時パート職員が引き続き当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人において適切な選考に努めることとしております。

次に、4ページの「(4) 保育の充実に係る移管条件」といたしまして、①は先ほどご説明させていただきました保育時間のことでございます。②につきましては、児童が保育中に熱を出すなど、体調不良となつ

た場合において安心かつ安全な体制を確保するためのものがございます。また、看護師の配置を義務づけているとともに市独自に看護師配置への支援を実施していることから、体調不良児対応型の実施を義務づけているものがございます。

次に、③につきましては大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、先ほどの条例です、第9条及び保育所保育指針第7章に規定されているとおり、職員の資質の向上については研修計画を作成するなどして、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならないとされていますことから、努力義務として位置づけております。

次に、④につきましては、保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する第三者評価の受診に努めることとしております。

第三者評価につきましては、客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持向上につながるなどから、福祉サービス第三者評価を受けていただくよう努力義務として移管条件に加えております。

保育の充実に係る移管条件の最後でございますが、⑤といたしまして、先ほど少し触れましたが、その他の保育サービスの充実ににつきましては、多様化する保育ニーズへの拡大に対応するために、移管先法人みずからが特別保育、休日保育、一時預かり保育、学童保育、家庭的保育事業、園庭開放事業等の特別保育の実施に向けて積極的に取り組むよう努めることとしております。

次に、「(5) 移管先法人への引き継ぎ」といたしまして、①では合同保育、引継保育について規定しております。

具体的な内容といたしましては、資料3にございます「市立保育所の民営化に伴う合同保育、引き継ぎ保育の実施について」をご覧ください。

1ページ目から3ページ目の中段までは民営化事業評価の際にいただきました保護者の方や移管先法人からのご意見でございます。

3ページ目の中段から5ページまでは、これらのご意見を踏まえ外部・庁内検討委員会において、改善策を検討していただいた内容となっております。

そうしまして、民営化基本方針改定後における説明会などを通じて保護者の皆様からいただいた主なご意見を踏まえて、再度改善した内容が6ページからとなっております。

それでは、資料3の6ページを引き続きご覧ください。

合同保育における保護者の皆様からの主な意見を踏まえた改善とい

たしまして、その期間を3か月の固定としておりますが、資料1「茨木市立保育所民営化基本指針」がございますが、そちらの「6 民営化の方法」に示す「(4) 移管先への引き継ぎ」において、茨木市が指定する範囲で移管先が選択するという定めがありますことから、市として実施基準を示し、この実施基準もしくはそれ以上の方法による合同保育を実施するか、どちらかを選択していただくということにしております。市の基準かそれ以上かということで選択いただくということです。

また、具体的な実施手法につきましては、実施基準のとおりでございますが、資料3に戻っていただきまして、資料3の7ページをご覧ください。

こちらに具体的な実施手法について記載させていただきまして、1月は所長・主任クラスを1人、それから乳児クラス・ゼロ歳・1歳・2歳は2人、それから幼児クラス3歳・4歳を2人の計5人が週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じて引き継ぎを行うこととしております。

2月になりますと、保育士等はその体制を維持しながら、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じて引き継ぎを引き続き行うということにしております。

3月になりますと、保育士に加え看護師が1人加わり、計6人が週6日で公立保育所に派遣されて実践を通じて引き継ぎを行うこととしております。

なお、用務員、調理員の方については給食機器の操作などの引き継ぎなどがあるため、3月の合同保育期間中に5日間の引き継ぎを行うこととしております。

また、派遣される保育士の固定を望まれるご意見をいただいておりますが、固定となりますと保育士の都合により、退職されたりする方などの対応ができないことから、何人かのローテーションによりこれらの課題に対応したいと考えております。

平成25年度からの実績としましては、実施基準どおりとされた法人がございましたが、栄養士の引き継ぎや保育士の数を増やしていただくなど、積極的な合同保育に努めていただいたという現状がございます。

また、何人かのローテーションも可能としておりましたが、ほぼ固定されたメンバーの方に保育を担っていただくとともに、その方々がそれぞれクラス担任を担っていただくなど、保護者の方のご意見をお聞きしながら適切な対応に努めていただいたと考えております。

次に、同ページの「(2) 引継保育」でございますが、保護者の皆様からは、保育士数の充実を望むご意見をいただいておりますので、そ

の主なご意見を踏まえた改善といたしまして、通常でも慌ただしくなる年度当初の時期に子どもの状況をよく把握している看護師を配置し、所長を含め計5人で引継保育を実施することとしております。

具体的な実施手法につきましては、8ページの実施手法をご覧ください。

まず、引継保育につきましては、原則民間による運営が始まる4月から翌年3月までの1年間実施することといたしておりますが、引継保育終了後の環境の変化を考慮しまして、引継体制及び実施日を段階的に短縮することとしております。

段階的に短縮する理由といたしましては、子どもたちへの影響といたしまして、8ページの上段に記載しておりますが、引継保育士から引継保育について聞き取りを行った結果でございますが、移管後の保育を実施するのは移管先の法人に所属する保育士でありますので、引継保育士が保育を担うということではなく、長時間引継保育士の数が多いままであると、どの保育士の言うことを聞けばいいのか子どもたちが混乱することがあるというような意見がありましたので、そのような混乱を招いては今後の保育園の運営にも支障を来すおそれがあることから、引継保育終了後の環境の変化を考慮して引継体制及び実施日を段階的に短縮することといたしております。

具体的な実施手法でございますが、4月から6月は元公立保育所の所長1人、保育士3人、乳児担当1人、幼児担当2人、それと看護師1人の計5人体制で週5日間引継保育を実施しております。7月から9月になりますと、元公立保育所の所長1人、それから保育士3人の計4人の体制で看護師が抜けるということになるのですけれども週4日、10月から12月は元公立保育所の所長1人、保育士2人の計3人体制で週3日、乳児クラスの保育士が抜けるということです。引継保育を実施いたします。

翌年1月から3月までは、元公立保育所の所長お一人で週1日、引継保育の仕上げを行うこととしております。

なお、先ほどから申し上げておりますが、引継保育終了後の環境の変化を考慮しまして、引継体制及び実施日については、先ほどの三者協議会、保護者の方と市と移管先法人の三者協議会の同意を得て変更することができることとしております。

また現在、元公立保育所の所長を初め、保育士や看護師による引継保育を実施しており、朝は6時45分から夜は7時15分までを見守るなど、日中だけではなく現場の状況を見きわめながら引継保育を実施してい

るところでございます。

それでは、募集要領に戻っていただきまして、5ページの「② 三者協議会等」についてでございます。

アでは当該保育所の保護者、移管先及び市の3者で組織する三者協議会の設置、また3者のいずれか1者からでも要請があれば、協議会を開催できるとしております。

次に、イでは三者協議会の役割として移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認するとともに、3者が連携、協力して課題等の解決に努めることとしております。

次に、ウといたしまして、必要に応じて保護者の意向調査を実施し、保育の質の向上を図ることとしております。

なお、現状では資料2「実施要領」の15ページを見ていただいて、こちらの3者の役割の一段落前の「なお書」のところにに基づき、保護者の方とともにそれぞれ三者協議会の設置及び運営に関する基準を定め、三者協議会の円滑な運営に努めているところでございます。

募集要領の5ページに戻っていただきまして、「4 応募法人の選考」についてでございます。

そちらの1では、応募法人の選考について別途選考委員会を設けて移管先を選考する旨を規定したものでございます。また、その選考に当たりましては、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行うと定めており、これは資料1にございます「茨木市立保育所民営化基本方針」の「6 民営化の方法」における「(1) 移管先の募集及び選定の枠組」の②に根拠を持つ内容となっております。

また、選考項目については、ヒアリングを実施すること、さらにはこの後にご審議をいただく内容ですが、当選考委員会において定める選考基準に基づいて、各選考委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として決定することを定めております。

なお、市は当選考委員会における選考結果を尊重して移管先法人を決定させていただくこととなっております。

次に、2では、応募法人が多数となった場合に予備審査と本審査を行うことを定めておりまして、予備審査におきましては選考項目による審査を実施し、2法人まで選考してから本審査となるヒアリングを実施して、再度選考項目による審査を経て選考する旨を示したものでございます。3法人以上来られますと予備審査が入ることになっております。

また、それとは逆に応募法人が1法人の場合、もしくは応募がなかった場合については、募集期間の延長や市から法人に対して再度周知するなど、できる限り複数の応募法人を募集できるようにする旨を示したものでございます。

なお、延長とか再度周知するとかということ、このような方策を講じましても応募法人が1法人となった場合は、当選考委員会におきまして定める選考基準に基づいて選考できる旨を定めております。詳しくは後ほど選考基準のご審議の際に改めてご説明をさせていただきます。

次に、3としましては、保育の充実に向けた法人の姿勢をヒアリング時にアピールする、しっかりと伝えていただく旨を定めております。

次に6ページになりますが、4としまして本審査の対象となった応募法人が有する児童福祉施設などへの現地視察を実施できる旨を定めたものでございます。

なお、昨年度、一昨年度も、この規定に基づきまして施設の視察と合わせて現地でのヒアリングを実施させていただいたところでございます。

次に、5及び6は、応募法人名の公開また選考結果については、書面での通知とともに移管先候補法人名以外は非公開とし、ホームページ等で公表する旨を定めたものでございます。

7につきましては、移管先法人と移管に関する協定書を締結すること。

また、8については応募書類の取り扱いについて定めたものでございます。

次に「5 その他」でございます。

法人の応募につきましては、昨年度まで2保育所ずつ民営化をしてまいりました関係で、1法人につき1保育所の応募に限定、制限してまいりましたが、今年度は玉島保育所のみでありますことから、応募を制限する項目を削除いたしました。その上で1として、玉島保育所で現地説明会を1日を予定しているのですけれども、開催する予定をしておりますので、出席するよう定めております。

次に2では、保護者からの希望があれば応募法人が運営する施設の見学会を開催する旨を定めております。なお、法人、保護者との日程調整につきましては市が行うこととしております。

次に3では、選考された法人に対して、職員の募集日程を市へ報告するよう求めております。これは、先ほど説明させていただきました保育内容の継承に係る移管条件における「16 臨時パート職員の継続雇用の希望」に対応するものでございまして、昨年度は臨時パート職員への説

明会を開催し、処遇などについても法人からご説明をいただいております。

次に、5につきましては、民間園として保育所を設置することになりますので、許可を得る旨を定めたものでございます。

6につきましては、このようなことがあってはならないのですけども、契約の解除について定めた条項であります。

次に7では、移管後における立入調査への協力また移管条件等の履行についての報告などを定めております。

次に「6 移管スケジュール」についてはそこに示しているとおりでございます。なお、当選考委員会のスケジュールにつきましては、資料10 としまして予定をお示ししておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に申し込み及び申込用紙の配布等といたしまして、申込用紙の配布の時期、申込期間及び場所、提出部数、問い合わせ先を示しております。なお、申込期間を4月20日から5月22日までとしておりますが、会計関係の書類につきましては、理事会等の承認が必要であることから、協議の上、提出期限を猶予できる旨を示しております。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長： たくさんの資料をお読みいただきありがとうございました。案件の「(1)の移管先法人の募集要領(案)」についてでございますが、ただいまのご説明の中で資料の内容にご不審の点や、説明不十分の点、あるいは新たなご提案などがございましたらご意見を伺いたいと存じますがいかがでございましょうか。

保護者の委員さんは初めてご覧になると思いますが、大体これまでの移管のプロセスの中で提案されたものとほぼ同じような内容の募集となっております。今年に変更すること、もちろん差し支えございませんが、やはり、できればたくさんの法人に手を挙げていただいて、その中からより適切な法人を選べるということが当委員会にとっては非常に重要なことだと思います。

市外に応募の対象を広げつつも、市民の財産を無償で貸与したり譲渡したりしますので、その中でも市内の社会福祉法人をやや優先するといった規定になっている点にご注目いただきたいと思います。

移管の条件は、基本的には現在市立として運営している水準は保っていただくと。できればそれ以上の努力を求めるということになっております。

それでまた、4月20日、次の月曜日から募集が始まるというスケジ

ジュールになっておりますので、この案件についてはできれば今日結論を
いただいて、それで20日からの募集をこの要領に基づいて行っていた
だくということが必要かと思えます。

よりたくさんの方々に応募していただくためのご提案、あるいはより
条件を厳しくすべきであるといったようなご意見などございませんで
しょうか。

E委員： ちょっと1点。

委員長： はい、どうぞ。

E委員： 済みません、条件という話ではないのですが、最後にちょっとご説
明いただきました書類の提出期間のところ、募集要領の7ページ、私、
会計のほうの担当として会計関係書類のチェックをさせていただくの
ですが、ご存じのように旧会計基準と新会計基準が今、混在している時
期でして、後ほど選考基準のほうでもご相談しないといけないことが幾
つかあるのですが、応募していただいた法人さんが新会計、旧会計、
どちらが多いのかというのはできるだけ早めに知っておきたいのです。
でないで選考基準はちょっと決められないかなと思っている部分があ
りますので、会計書類の提出自体は理事会承認とかがあって猶予する可
能性があるよというのは、それは仕方ないと思うのですが、それであ
っても会計基準はどちらを採用されているかだけは最初に聞いておい
ただけでないかなと思ひまして、その状況を早めにお知らせいただ
けたらありがたいなというのが、私の希望でございます。

事務局： わかりました。

それでしたら、前もって会計基準については応募いただいたときに。

E委員： そうですね、でも何でも結構ですので、会計処理が特に遅れそうな場
合は、基準はどちらを採用されていますかということだけご確認いた
だければなと思います。お願いします。

事務局： わかりました。

委員長： 今の点は募集の実務にあたって十分ご配慮いただきたいと思ひます。

事務局： わかりました。

委員長： 募集を始めるに当たって、応募される法人の方々に内容を提示しな
ければいけません、いかがでございますでしょうか。非常に膨大な内容で
ございますのですぐに結論を出してくれというのも酷なことかとは存じ
ますがスケジュールもございませぬ。また、本日の会議の時間もござい
ませぬので格別大きなご異論がなければこの案で来週の月曜日から募集
をかけさせていただくということでご異論ございませぬでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、案件の「(1)の募集要領(案)」については事務局ご提示の原案にて実施していただくようお願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

委員長： それでは、次の案件でございます。「(2)移管先選考基準(案)」(についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局： 【「平成27年度 茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考基準(案)について」に基づき説明】

説明のほうは以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございます。

ちょっと時間もおしておりますけども、ただいまのご説明の内容、あるいは資料の中身についてご質問とかご意見とかございましたらまずお伺いしたいと思います。

E委員： 経営基盤の部分なのですが、先ほどお話しましたように、会計基準が過渡期でして、若干変わっている部分があるのです。今回、先ほども状況を聞いておいてくださいと申し上げたのは、旧会計の基準でしておられるところが多いなら旧会計に合わせた評価をするので、基本的には今のこの指標、用語とかそのまま結構なのですが、新会計基準を採用されているところが多いとなると、やはりそちらに合わせた評価軸に揃えたほうがいいと思いますので、その場合は、若干用語が変わっていたり、計算の内容が変わっていたりするのです。それ以外でも結構用語が変わってしまっていて、用語が変わっているだけだったらまだいいのですが、その中身も若干変わっていたりしますもので、もし新会計基準を採用されているほうが応募法人さんの中で多いということであれば、このところを一応見直しをかけまして、次回、2回目の委員会的时候には事務局と調整させていただいたものをご提案させていただいたほうがいいのかなと思っていますので、それを今日の段階で御了承いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長： 大変重要なご指摘と思います。基本的には次回、5月末ぐらいになるでしょうか、そのときに最終的に基準は決めるということで、タイミング的には間に合うのではないかと思います。

また、その時点では応募の状況も判明しておりますので、どのくらいの数の応募があるのかということをお勘案しつつ基準に反映させるということもあるかと思います。また、今日は資料の説明だけでかなり時間を費やしてしまいましたので、資料を一旦お持ち帰りいただいて少し時間をかけてご検討いただいた上で変えたほうがいいというような点が

ございましたら事務局にご連絡いただくということにしてはどうかと
思うのですけれども、いかがでございましょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： いつ頃までにご意見をお寄せいただければいいでしょうか。4月いっ
ぱいくらいに。

事務局： そうですね。4月中くらいにいただけたら。

委員長： ではあと2週間くらいはありますので、案件「(2) 選考基準」につ
いては一旦お持ち帰りいただいてご検討願うということをご暫定的な結
論といたしたいと思います。

そして、ご意見を賜る期限としては4月30日ということにさせてい
ただきます。後ほどご報告があらうかと思いますが、次回の委員会のと
きにそれらのご提出いただいたご意見を踏まえて委員の皆様方で共通
認識を形成するための議論をして最終的な選考基準を決定いたしたい
と考えますが、ご異論はございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

では、結論までには至りませんでした。案件(2)については、左
様計らわせていただきたいと思います。

それでは案件「(3) その他」というのがございますけれども、何か
事務局のほうからご報告などございますでしょうか。

事務局： 本日は長時間にわたりまして、また慎重なご審議を賜りまして本当に
ありがとうございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日審議していただきま
した募集要領に基づきまして、4月20日から5月22日にかけて移
管先法人を募集したいと考えております。

また、次回の会議ですけれども、5月28日に開催を予定しておりま
す。開催時間のほうは、午後6時30分からを予定しております。会場
につきましてもこの場所での開催を予定しておりますのでよろしくお
願いいたします。

時間のほうなのですけれども、本日6時半で開催をさせていただきました
けれども、次回以降も一応6時半ということで進めさせていただい
てよろしいでしょうか。

では一応予定として6時半ということで進めさせていただきます。

また具体的なご案内のほうについては後日改めてご連絡をさせてい
ただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、応募状況によりましては、日程の再調整をさせていただくこと

もありますので、あらかじめご了承のほうをいただきたいと思います。
以上でございます。

委員長： それでは、選考基準に関するご意見の締め切りは一応4月30日というご決定をいただきましたが、方法は、メールとか手紙とか電話とか、いずれでも良いということ。

事務局： いずれでも結構です。メールで寄せていただいても結構ですし、お電話でもお手紙でも結構ですのでよろしく願いいたします。

委員長： では委員の皆様方よろしく願いいたします。

それから、お持ち帰りいただく資料ですが、選考基準については非公開の部分ということになっておりますので、資料の扱いは、これはどうなのでしょう。委員は守秘義務がかかるわけでしょうか。

事務局： そうですね。

委員長： いろいろ、ほかの方にご相談しないといけないケースもあるかと思うのですけども。

事務局： そうですね。非公開のものでもありますので、取り扱いにはご注意くださいといただくということ。

委員長： では、具体的にいうと会議の資料をコピーしていろいろ方にご相談するというのはご遠慮いただかねばならない。

事務局： そうですね、内容について誰かに話されるとかということをご遠慮いただきたいというところです。

委員長： そういうことで困ることはないでしょうか。いろいろとご相談しなければいけないこともあるのではないかと思うのですけども。

A委員： あした、保護者会の役員会があるのですけども、そこでの扱いというか、報告の仕方というのは、そこに相談をかけるかということはどうなるのでしょうか。

委員長： 資料を示して相談するというのはできないのですね。

事務局： ええ、そうですね。

委員長： 一委員ですけれども、個人のお立場で誰かよく事情をご存じの方とか特別な知識を持っておられる方に個人的にご相談されるということであればよろしいということなのですか。それも、そういう基準が議論されているということが表に出るといのはまずいということなのではないでしょうか。

事務局： そうですね。この選考基準の取り扱いについては、これまでから慎重に各委員の皆様をお願いしてきたところですので、これそのものを見せていただいてご相談されるというのはちょっと差し控えていただきたいというように思います。

ご相談されたい内容につきましては、ここの項目をそのままご相談するという形ではなくて、相談されたい内容をポイントでご相談していただくのがよろしいかと思えます。

こういう選考基準でこれから全てのことを採点なり評価していくこととなりますので、やはりその部分については慎重に取り扱いのほうをお願いしたいというのが事務局の考えでございます。

委員長： それでは資料の取り扱いに関しては委員さんにご負担をかけますけれども、今のようなご説明でご納得いただけますでしょうか。

それでは4月30日まで、方法は自由ということですがけれども、しかるべくご検討の上ご回答を願えればと思えます。

以上をもちまして本日の第1回の選考委員会の予定を全て終了いたしましたので閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

—了—